

定 款

社団法人 日本滑空協会

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本滑空協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区新橋1丁目18番1号 航空会館9階におく。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要な地に支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、滑空スポーツの普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 滑空機の改良研究およびそれにもとづく整備
 - 二 指導者の育成
 - 三 選手権大会の開催ならびに国際選手権大会への選手派遣
 - 四 滑空スポーツの安全確保の普及指導
 - 五 滑空場調査・開発・管理
 - 六 F A I滑空機関連業務支援
 - 七 滑空機耐空検査業務に関する調査および支援
 - 八 滑空機関連団体の公認
 - 九 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、前条の目的を達成するために、理事会の議決を経て専門部会を設置することができる。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員は、民法上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体の代表者
- 二 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助する個人又は団体
- 三 名誉会員 この法人に特に功労があったもので總會において推薦された者

(入会)

第7条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金および会費)

第8条 会員は總會において別に定めるところにより、入会金および会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 死亡、もしくは失踪宣言を受け、または会員である代表者の団体が解散したとき
- 三 除名されたとき

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、総会の前に弁明する機会を与えなければならない。

- 一 この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
- 二 この法人の会員としての義務に違反したとき
- 三 会費を2年以上滞納したとき

(権利の喪失)

第12条 会員の資格を失ったものは、会員としての一切の権利を失い、既に納めた入会金または会費は返還しない。

第4章 役員、顧問、参与および職員

(役員)

第13条 この法人には、次の役員をおく。

- 一 理事 15名以上20名以内(うち会長1名、常務理事1名以上5名以内)
- 二 監事 2名または3名

(役員を選任)

第14条 理事および監事は、総会でこれを選任する。

- 2 理事は、互選で会長および常務理事を決める。
- 3 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務)

第15条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により常務理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。
- 3 常務理事は会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること

二 理事の業務執行の状況を監査すること

三 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会または文部科学大臣に報告すること

四 前項の報告をするために必要があるときは、理事会または総会を招集すること

(役員 の 任期)

第17条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期満了後も後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員 の 解任)

第18条 役員が次の各号の1に該当するときは、理事会および総会において、おのおの4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

(役員 の 報酬)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(顧問、 参 与)

第20条 この法人に、顧問および参与若干名をおくことができる。

2 顧問および参与は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問および参与は、会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局長および職員は会長が任免する。

3 事務局の構成ならびに職員の服務および給与その他事務局についての必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第 5 章 会 議

(総会 の 招 集)

第22条 通常総会は、毎年2回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき会長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは会長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

(総会 の 議 長)

第23条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

(総会 の 議 決 事 項)

第24条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 財産目録についての事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

第25条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者および他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第26条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第27条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

(理事会の招集)

第28条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 入会金および会費
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第31条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分制限)

第33条 基本財産は、譲渡し交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の業務遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費の支弁)

第34条 この法人の業務遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第35条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届けなければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第36条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、事業報告書および財産増減事由書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けて毎会計年度終了後2月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第37条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第38条 第33条ただし書および前項の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを、除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、理事会および総会においておのおのの現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第41条 この法人の解散は、理事会および総会においておのおのの現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会においておのおのの現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第43条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 定款
- 二 会員の名簿
- 三 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- 四 財産目録
- 五 資産台帳および負債台帳
- 六 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- 七 理事会および総会の議事に関する書類
- 八 処務日誌
- 九 官公署往復書簡
- 十 その他必要な書類および帳簿

- 2 前項の書類および帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第5号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号および第9号の書類および帳簿は、1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第44条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

(昭和46年4月24日制定)

(昭和50年8月11日改定)

(昭和53年7月9日改定)

(平成13年 月 日改定)